河川愛護モニターの業務について

１．河川愛護モニター制度とは？

河川愛護モニター制度は、河川の監視体制の強化、河川愛護思想の普及啓発、地域住民からの要望や意見の把握を主な目的としており、昭和５０年度から始まった制度です。

２．モニターを設置する河川

都市周辺の河川で、ごみの不法投棄、流水及び河川管理施設の異常等を迅速に把握する必要がある区間に設置しています。

〇秋田河川国道事務所の管理する河川（雄物川及び子吉川）では、以下のとおりモニターを設置しています。

雄物川　左岸：河口から豊巻排水樋門（秋田南大橋上流）まで　6.5km
　　右岸：河口から古川排水樋門（秋田南大橋上流）まで　6.5km
子吉川　下流：河口から二十六木橋まで（両岸）　片側7km　計14km
　　上流：滝沢橋梁から長瀬橋まで（両岸）　片側4.5km　計9km

３．モニターの業務

モニターの主な業務は、河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合に、その状況を河川管理者に連絡することです。

具体的には

・河川にごみ、汚物又は廃物の投棄を発見したとき
・油の流出、魚類のへい死等を発見したとき
・堤防の道路（管理用道路）にひび割れや穴を発見したとき
・河川公園等に車が入り込んでいたのを発見したとき

以上のような場合にモニターから連絡を受け、適切に迅速に対処していきます。

その他にも、地域住民等から河川の整備や、河川利用に関する要望が認められた場合にも、その要望等を把握し河川管理者に連絡することを業務としており、きめ細かな河川管理に役立てています。